

ID: 200

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	占用料等の徴収		
例規名 根拠条項	長門市法定外公共物管理条例 第8条第1項		
例規番号	平成17年条例第142号		
<p>【根拠条文】 (占用料等の徴収) 第8条 市長は、占用者等から当該許可に係る占用料又は採取料(以下「占用料等」という。)を徴収する。</p> <p>2 占用料等の金額は、長門市道路占用料徴収条例(平成17年長門市条例第140号)第2条及び長門市準用河川管理条例(平成17年長門市条例第141号)第4条の規定を準用する。</p> <p>3 占用料等は、占用等の許可をした日から1月以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、占用等を行うことができる期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料等は、毎年度、当該年度分を徴収するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日